

令和4年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第15号）						
招 集 年 月 日	令和4年10月27日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年10月27日 午前11時06分		副議長	森 岡 勉	
	散 会	令和4年10月27日 午後 2時22分		副議長	森 岡 勉	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 13名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	△
議事録署名議員	10番 皆 越 てる子 11番 小見田 和 行					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	総務課長	山 内 悟	○	教育課長	山 口 宏 子	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	町民課長	山 口 和 久	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	上下水道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第15号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第12号 専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）の報告について
- 日程第 3 報告第13号 専決処分した令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第5号）の報告について
- 日程第 4 報告第14号 専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第7号）の報告について
- 日程第 5 議案第43号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 6 発議第 7号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第12号 専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）の報告について
- 日程第 3 報告第13号 専決処分した令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第5号）の報告について
- 日程第 4 報告第14号 専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第7号）の報告について
- 日程第 5 議案第43号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 6 発議第 7号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
-

午前11時06分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） 徳永議長から欠席届が出ておりますので地方自治法106条の第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第6回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則124条の規定によって、10番、皆越てる子議員、11番、小見田和行議員を指名します。

日程第2 報告第12号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、報告第12号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第

4号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

- 町長（尾鷹 一範君） 報告第12号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第6号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

- 財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第12号について御説明いたします。4ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第6号。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,678万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億7,958万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年9月29日専決。今回の補正予算につきましては、台風14号により発生いたしました災害に伴い、応急に必要となった経費について専決処分により補正を行ったものでございます。9ページをお願いいたします。歳入です。目1、地方交付税ですが、今回の補正の財源として、普通交付税を追加したものでございます。財政課所管分は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

- 町民課長（山口 和久君） はい。それでは町民課所管分の御説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。1枠目、1段目、目3環境保全費、節12委託料は、台風14号のときに、床上浸水の被害に遭われました3件の災害ごみを処理するためのものでございます。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

- 農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。2段目の枠、目9農業施設管理費、節10需用費につきましては、台風14号における被災した所管する施設3か所の修繕。それから次の節12委託料は、農産加工センターにおける、建物二階の倒れた木柵の撤去と、上畜産センター内の途中から折れた、倒木の伐採に対するものとなります。次に、目16農地費につきまして、節10、需用費の修繕料は、緊急を要する2か所の用排水路の補修、また、節13使用料及び賃借料は、緊急を要する、16か所における土砂溜め用排水路及び農道等における土砂の浚渫や、法面の復旧。また節15原材料費は、頭首工における、大型土のうなどの設置に係る経費となります。次に、最下段、目4林道維持費となります。節13使用料及び賃借料につきましては、報土除去、轍などがひどい、路面の不陸整正それから支障木の撤去、及び仮設道路設置など25か所分の機械借上料。また、次の節、15原材料につきましては、現予算との比較で不足分の計上ということになります。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

- 建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。11ページをお願いいたします。歳出でございますが、1枠目の目1公園費、節12委託料につきまして、台風14号での倒木を撤去するも

のですが、岡留公園の斜面における倒木ですぐ下に住宅があるということで、早急に対応するものとして計上しております。次に、3 枠目の目 1 公共土木施設災害復旧費、節 1 4、工事請負費につきまして、台風 1 4 号で発生しました災害で、町道皆越線の路肩が崩壊したところになりますが、そのままでは、被害拡大の恐れがあるということで、通行車両の安全を確保するために、応急復旧分を計上しております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。10 ページをお願いします。上の枠 2 段目の目 10 水道費、節 1 2 委託料は、借用している熊本市の給水車の給水タンクと、給水活動に使用した給水タンク 2 個の清掃費用となります。次の節 1 3 使用料、使用料及び賃借料は、断水等となりました世帯の方に入浴施設を無料で開放しましたが、その使用料となっております。その下、節 1 8 負担金補助及び交付金は、9 月 1 9 日から 2 7 日までの熊本市からの給水支援を受入れており、その活動費となっております。上下水道課所管分については以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、教育課所管分を御説明いたします。11 ページをお願いいたします。2 枠目、目 1 学校管理費、節 1 2 委託料、植木剪定委託料は、台風 1 4 号によりまして、あさぎり中学校内に倒木等がありましたので、撤去等を行うものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで、報告第 1 2 号を終わります。

日程第 3 報告第 1 3 号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第 3、報告第 1 3 号、専決処分した令和 4 年度あさぎり町水道事業会計補正予算第 5 号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第 1 3 号、専決処分した令和 4 年度あさぎり町水道事業会計補正予算第 5 号の報告について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、それでは 2 ページ目をお願いします。専決第 7 号、専決処分書。令和 4 年度あさぎり町水道事業会計補正予算第 5 号について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 5 号の規定により、次のとおり専決処分する。令和 4 年 9 月 2 9 日。4 ページをお願いします。それでは、第 1 条から読み上げさせていただきます。第 1 条、令和 4 年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。第 2 条、令和 4 年度あさぎり町水道事業会計予算第 3 号に定め、第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第 1 款水道事業費用、補正前の額、3 億 9, 1 0 7 万 7, 0 0 0 円。補正額 1, 1 6 0 万 5, 0 0 0 円。計 4 億 2 6 8 万 2, 0 0 0 円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の金額、4,576万2,000円。補正額21万9,000円。計4,598万1,000円。詳細につきましては、13ページをお願いします。水道事業会計補正予算第5号説明書です。1目原水及び浄水費、節1手当等、台風14号による水道施設の被災に伴い、復旧作業等の時間外手当となっております。節3修繕費は、被災した岡原地区2か所、上地区2か所、須恵地区2か所の各浄水場の修繕費などとなっております。次の2目、配水及び給水費、節2燃料費は、岡原第2浄水場及び川南地区に使用する自家用発電機及び機械借り上げ時の燃料代となっております。その下、節10、賃借料は、皆越配水地への給水活動に使用するダンプの借上料となっております。戻りまして6ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額、2,137万9,000円。1番下の行、資金期末残高、5億8,842万7,000円となる見込み、見込みでございます。7ページをお願いします。このページから9ページにかけては、給与費明細書となっておりますので、御覧いただきたいと思います。10ページをお願いします。このページから12ページにかけて、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。10ページ、資産の部、最下段の資産合計と、12ページ、最下段の負債資本合計はともに51億7,103万7,154円の見込みでございます。報告については以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで、報告第13号を終わります。

日程第4 報告第14号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、報告第14号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第7号の報告についてを議題とします。執行部から報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第14号、専決処分した令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第7号の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第14号について御説明いたします。4ページを読み上げさせていただきます。令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第7号。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,458万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年10月14日専決。第7号補正につきましては台風14号に伴う災害復旧に要する経費について専決処分により補正を行ったものでございます。9ページをお願いいたします。歳入です。目1、地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により、普通交付税を追加したものでございます。財政課所管分は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお願いいたします。歳出でございますが、目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料につきまして、台風14号により発生しました災害で、道路5か所河川3か所の災害復旧事業を進めるために、測量設計委託料であります。国の査定を受けるために、早々に取りかかる必要があるということで計上しております。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで、報告第14号を終わります。

日程第5 議案第43号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第43号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第8号についてを議題とします。提案の理由を説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第43号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第8号について、提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,348万6,000円を増加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5万8,000飛び7万3,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第43号について御説明いたします。2ページの続きを読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条継続費の追加は、第2表継続費補正による。第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。5ページをお願いいたします。第2表継続費補正です。あさぎり中学校長寿命化改修事業につきまして2か年での継続費をお願いするものです。内容につきましては、担当課より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。住基台帳ネットワークシステムに伴う経費を追加し、あさぎり中学校仮設校舎賃借について、廃止するものでございます。内容につきましては担当課より御説明申し上げます。次のページをお願いいたします。第4表地方債補正です。学校施設整備事業及び公共土木施設災害復旧事業につきまして起債の限度額を変更するものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次10ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により、普通交付税を追加するものでございます。財政課所管分は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、町民課所管分を御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。債務負担行為の追加、番号1、2につきましては、マイナンバーカードの交付等に使用します統合

端末機器の導入に伴う保守及びリース料を令和7年度までの限度額としてお願いするものでございます。10ページをお願いいたします。歳入です。2枠目、1段目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金は、歳出で説明します。マイナンバーカード関係に支出予定の事務費に関する補助金となります。11ページをお願いいたします。歳出です。1枠目、目1戸籍住民基本台帳費で、節1報酬及び節3職員手当と、職員手当等は、職員及び会計年度任用職員の11月と12月の平日にマイナンバーカード交付事務を延長して実施するための、時間外勤務手当となります。節12委託料、節13使用料及び賃借料は、マイナンバーカード交付等に使用します統合端末機器の保守及びリース料に使用するものでございます。債務負担行為の追加で、令和7年度までお願いしている分となります。17備品購入費は、出張申請に伴いますタブレットの購入に充てるものでございます。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。はい、生活福祉課所管分の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。歳入となります。2枠目、2段目の目2、民生費国庫補助金、節3の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金でございますが、住民税均等割非課税世帯等への臨時特別給付金事業で、価格高騰緊急支援として実施されるもので、対象世帯1世帯当たり5万円を支給する事業費を受け入れるものでございます。11ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目、目8、子育て世帯等臨時特別支援事業費につきまして、事務費としまして、時間外勤務手当、消耗品、印刷製本費、郵送料、口座振替手数料、電算システム改修委託料を計上しております。また、節18、負担金補助及び交付金につきまして、対象世帯としまして1,960世帯分の給付金を計上しております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。歳出になります。3段目の枠、目1農地等災害復旧費の節12委託料につきましては、台風14号における被災か所の国庫補助対象分における査定設計委託料、17か所分。また、次の目、林道施設等災害復旧費の節12委託料につきましても、同じく台風14号における、設計委託料分、17か所分ということになります。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入でございますが、3枠目で、目8災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧事業債につきまして、歳出で計上しております災害復旧工事の財源としまして、一般単独災害復旧事業債を借り入れるものでございます。12ページをお願いいたします。歳出でございますが、最下段の枠で、目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきまして、台風14号により発生しました災害で、単独事業分になりますが、皆越地区におきまして、道路5か所、河川1か所の災害復旧を行うものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。それでは、教育課所管分を御説明いたします。5ページを御覧ください。第2表継続費補正です。1号、あさぎり中学校長寿命改修事業につきまして、令和4年度で仮設校舎を

設置し、令和5年度での利用撤去が2会計年度にわたることが確実であるため、計上するものです。総額が2億1,992万円。令和4年度分としまして、賃借料、1ヶ月と、立て込み費、工事監理費の1億5,106万円。令和5年度分が、賃借料11ヶ月と撤去費の6,886万円となります。6ページをお願いします。第3表債務負担行為補正です。2枠目、あさぎり中学校仮設校舎賃借について、継続費に計上するために、廃止をするものです。10ページをお願いします。歳入になります。3枠目、目7教育債、学校施設整備事業債は、あさぎり中学校仮設校舎に係る歳出予算の科目の組替えによりまして、減額するものです。11ページをお願いします。1番下の枠です。目1学校管理費、工事請負費は、台風14号によりまして、上小学校北側法面に一部崩壊がありましたので、工事請負費を計上するものです。12ページをお願いします。1枠目、目1学校管理費、節13使用料及び賃借料は、あさぎり中学校仮設校舎設置に伴います歳出科目の組替えによりまして、9月補正時の予算を減額し、リース料のみを継続して、継続費として計上するものです。その下、節14工事請負費につきましても、科目の組替えにより、立て込み工事監理費分を、継続費として計上するものです。2枠目、目3文化財保護費、節18負担金補助及び交付金、文化財修理費補助金は、台風14号によりまして、町指定の文化財であります、深田阿蘇神社が、倒木により被害を受けましたので、あさぎり町文化財保存事業補助金交付要綱に基づき計上するものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。失礼。総務課長、山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、総務課より今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。今回は特別職の補正はございません。次に、一般職の給与費につきまして説明いたします。15ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分としまして、町民課及び生活福祉課の事業における、時間外手当を補正しております。次に16ページをお願いいたします。会計年度任用職員としまして町民課の会計年度任用職員の報酬を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は、格段のとおりでございます。次に17ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが今回の補正は時間外手当によるものであることから、その事由は、その他の増減分に区分するものでございます。以上で給与費明細についての説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません。冒頭提案理由の説明のところで、間違って読み上げましたので訂正させていただきます。歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,348万万6,000円を追加し、と読み上げましたので、追加し、に訂正させていただきます。もう一つ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,800飛び7万3,000円とすると読むところを133億5万8,000円と読み上げましたので、訂正させていただきます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりました。終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第7号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第6、発議第7号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についての提出者の趣旨説明を求めます。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでは、発議第7号について提案理由の説明を行います。令和4年10月27日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員小谷節雄。賛成者、あさぎり町議会議員永井英治。あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、議会規則第10条第2項の規定により提出をいたします。提案理由。放課後児童健全育成事業補助金は、令和4年度当初予算で可決をしている。しかし、現条例では予算執行が出来ず、放課後児童クラブの運営が円滑に実施出来ないため、本条例の一部を改正する必要がある。提案につきましては後ほど、もう少し詳しく御説明をいたします。具体的な改正案でございますが、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、括弧、平成26年あさぎり町条例第60号の一部を次のように改正する。附則第2条中、令和2年3月31日を令和5年3月31日に改める。附則、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。本条例改正案を発議しました理由について若干具体的に申し上げたいと思います。本案の趣旨といたしましては、現在町内において、一部混乱が生じております放課後児童健全育成事業。この後は学童クラブ事業等々、申し上げたいと思いますが、に関しまして、みなし支援の適用を本年4月1日から、とすることにより、今年度の事業運営費経費についての懸念を払拭することにあります。本議案が可決、施行されることによりまして、課題解決への一つの道筋がつくことを期待するものであります。この後、もし少し、経緯を申し上げますが、若干時間をいただくことをお許しをいただきたいと思います。先の第5回9月定例会において、町長より提案されました議案第40号、同条例の改正案につきましては、本議会は否決という意思を示しましたが、その後、一部関係者の皆さん方の中で、混乱の状況が生まれております。また、町民の皆さん方からも、新聞投書なども含め、御心配の声も寄せられており、同クラブ保護者会から要望書の提出もなされておるところでございます。そのような中で、私が強く感じておりますことは、直接の関係者を初め、町民の皆さん方に正確な情報がきちんと伝わっていないということでもあります。また、町当局としましては、関係者に対して、説明を尽くして、本来、混乱心配の軽減を図るための対応をされる、されるべきところではございましたが、そのような気

配が余り感じられず、大変残念な状況に陥っております。そのような現状において、本町議会の務めとして、これまでの経緯を、町民の皆さん、皆様方に正確にお伝えするために、本条例改正案の提案理由の説明においては、まず、今回の提案に至ったこれまでの経緯、及び厚生文教常任委員会を始め、全員協議会、議会運営委員会等で議論された問題、論点などの内容について、その概要を述べさせていただきます。なおそれらの詳細につきましては、今後会議録が公開されますので、必要によりましては是非御覧をいただければと思います。まず第1点。国の基準改正に伴い、令和2年4月1日以降も、みなし支援を認めることが可能となったにもかかわらず、本町としては、令和2年2月12日に、そのために必要な条例改正を行わないという決定を行っております。その結果、それ以降、つまり令和2年4月1日以降、本町では、みなし支援員が認められない状況になっております。このあさぎり町としての決定は、町内学童クラブに対しての運営状況の確認や指導監督について、町として、より以上に責任、責務を負うことを自らに課したとも言えますが、その後の支援員不在の状況に対して、適切な対応を行わないというミスが発生しております。ではその具体的なミスの内容としましては、令和3年9月、町内のある学童クラブの支援員不在の状況を、町として確認しておりますが、その時点での令和3年度の補助金交付申請の受付事務において、その支援員不在という、補助要件を満たしていない状況にもかかわらず、それを見過ごし、交付決定を行い、補助金交付を実行いたしました。このことは、みなし支援についての条例解釈を誤り、本来には交付出来ない補助金交付を行った町の事務執行上の過失であり、当該学童クラブ側にその責任を求めるべきものではなく、この点は、厚生文教常任委員会においても、所管からも、それを認める旨の発言を確認をしたところです。なお、この時点において、つまり令和3年9月時点において、令和3年4月適用のみなし支援を認める条例改正を行えば、令和3年度の補助金交付は可能であったにもかかわらず、そのための対処も行われておりません。つまり条例改正をその時点でできておりません。これも2点の、2点目の判断ミスと言えます。このように、2つのミスを見過ごした中で、本年8月10日、県からの指摘により、令和3年度の補助金交付についての、不適正な事務処理が判明し、そこで初めて、8月25日の厚生常任委員会へ過去に遡っての条例改正案の説明が行われ、議会での審議が始まったところです。その条例改正案の内容は、国から条例化することにより認められることになっておりましたみなし支援員の期間延長。令和2年4月以降の部分でございますが、これについて本町としては適用しない、と令和2年2月において一度決定した内容を、本年9月になり、令和3年度の補助金交付に不備があったから、令和2年4月に遡っての補助要件の変更をするというものでありました。これは、過年度について、つまり補助事業の実施や補助金交付手続等が全て完了してしまっている事柄について、それらの前提条件である補助の要件を、実態と違っているから、すなわち事務手続を間違っていたから過去に遡って変更してくれ、というものであります。これを、スポーツの場合に、例に例えますと、試合終了後に、ルールを変更し、試合中に遡って判定を覆す。そういうことが許されたら、試合そのものが成り立たなくなってしまう。もちろん現実にはそのようなことはあり得ないことですが、今回の内容は、それに類するものと私は考えております。過年度に遡っての補助金要件の変更は、町としての行政執行上の規範や財政規律などの面から、絶対やってはいけない、一線を超えるものであり、このような悪しき前例をつくることは、避けなければならないものと、考えるものであります。この点が、先の議案第40号、つま

り、9月定例の遡及条例、その条例の改正案に、反対をしました私にとっての大きな理由の一つでございます。なお一方では、遡及した条例により、令和3年度の補助金返還が発生しないようにすることも、町の財政的利益につながるの考え方もあり、9月議会での、議員各位の判断が分かれたところではありますが、この点についての、この点につきまして町長は議会全員協議会によって、条例に従わない補助金申請をした事業体は、補助金返還をしなければならないルールになっているという旨の発言をされております。しかしこれを今回の事案について当てはめると、先ほど述べましたとおり、令和3年度の当該補助事業に関する事務処理について、町自らの過失を学童クラブへ責任転嫁するというものであり、私としては到底認められるものではありません。これまで、これまでも主張してまいりましたが、今回の令和3年度の追加費用負担分については、町の責任において対応すべきものであり、その点は今後とも改めて求めていきたいと思っております。先ほど述べましたように、過年度に遡っての条件変更は、確定してしまっているものを変更するものであり、実行すべきではない。そういった手法であると考えます。しかし本改正案は、本年4月からの適用でありまして、現在進行中の今年度分を対象とするもので、さきの改正案とは似て非なるものであります。対象となる事業者等に等しく適用されるもので、どの補助事業においても、年度途中において制度整備が行われることは多々あるものであり、本案の趣旨は、先の議案第40号の意味するところとは全く異なっております。なお改正案、本改正案については、その趣旨からして、町長提案されることが好ましい姿であると考え、厚生常任委員会及び議会運営委員会等において、申入れをしてきたところでありますが、それに対する回答は、先の条例改正案が否決されたので、それ以外のことは考えていない、との、余りにもかたくな姿勢、というふうに私どもとらえましたが、それを変えられることはありませんでした。最初に申し上げましたが本案の可決、施行により、本年4月からのみなし支援員要件が適用され、補助事業対象となることにより、当該学童クラブ保護者の皆さん方の御心配を少しでも早く解消し、誤解を含めた混乱が収まることを期待しているわけではありますが、その解決の一步になりうるこの提案が、町長から載せなかったことについては、大いなる疑問であり、また非常に残念であります。以上、これまで述べてまいりました経緯等、現状認識により、さっき言うような事態改善に向けて、本条例の改正が必要であるとの結論に至り、このたびの議員提案という形をとったところであります。議員各位におかれましては、以上の趣旨、経緯を改めて御理解の上、本案に御賛同いただきますようお願いをいたします。なお本案が可決されましたならば、その後に、令和3年度の当該学童クラブへの補助金返還については、それを請求しないことを、町に求めること。そういった趣旨の附帯決議。それが別途提出される予定でありますので、その点につきましても、あわせて、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。大変長くなりましたが、以上をもって、本案提出の提案理由の説明といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ただいまの説明にいたしまして、質問をいたします。先のあの9月28日ですね本会議においての同案の裁決で、否決となったわけでございますけど、そのときは適用日を令和2年4月1日からということで、県の、県といたしましても、いろいろさっき述べられました事業側、また、

町のほうの事務的ミスにおいて、このような問題を引起しているということで、温情的な措置として、令和2年度に条例改正を案を遡及すれば、負担はないということで、説明を伺っております。であるならば、やはり条例というのは、住民が賛成するものでなければならないと私は思っております。そして利益を得る、幸福を感じる。それがやっぱり条例の温かみではないでしょうか。討論となりますので、ちょっと質問いたしますけど、その辺のところで、一応令和3年度に遡及するということは考えられなかったですか。令和2、3年度から、結局、補助金の返還が発生しますので、令和3年度に遡及、適用日を改めると、そういうのもなくて、いろいろこう、全てのことが円滑に進むのではなかろうかと思うんですけどそれについてはいかがお考えだったでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今の、御質問についての議論というかそこは、これまでの厚生常任委員会等でもですね、一部なされてきたと思っております。先ほど提案理由の中で説明を申し上げたつもりでございまして、過年度に、補助要件をですね、過年度に遡って、変更するということは、その年度の事業が完了してしまってる中でですね、非常に、逆に大きな混乱を来す場合も出てまいります。例えばの話をしますと、いい例かどうか分かりませんが、例えばです、あくまでも、今思いつきの話ですけど、医療費の軽減、支援をする条例があったとします。医療費を例えばですけど、子ども医療と例えば考えます。今、高校生までとなっておりますが、過去で、中学生までだったとか、仮にしたときにですね。それを令和3年度に、令和3年度あるいは2年度過去に遡って、高校生までしましょうというのを、やったとします。それは、制度上可能ですね条例改正したら。しかしそれをやったらですね、そしたら令和3年度の過年度の医療費の見直し案とかも必要になってくるんですよ。算定とか。それを令和4年度4月から適用とした場合ですよ今現在進行形ですから、それができる。過年度に遡ってやるということは、極論何でもありになってしまう恐れがあるんですね。いやそういうことはない。今回はこういうことだからって。私は行政機関にいましたから、思いますけど、それはですね、必ず、前例主義で過去にこうやったからこういうことがありますから、これも出来ますということになっていくんですね。それは違法ではない。そういう考え方になるから、一定の歯止めをしておかないといけない。それが私がさっき言葉で使いました、行政執行上の規範とかですね、財政規律。そこに自ら一線を引いておかないと、何でもありになったら非常にまずい話なと思います。ですから、令和3年度については、先ほど申し上げましたとおり、学童、当該学童クラブさんへのですね財政負担を、かけないように町が責任を持って対応すべき。その理由は、町が過失をしてこういう事態に陥っているからである。というのが今回の、私の提案をした中での考え方でございまして、先ほどの御質問に関しましては、ですから令和3年の適用については、そういった理由で、適切ではないというふうな考えであります。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番です。この、このような事業でですね、年度をまたいで、経過措置期間の適用、遡及適用した自治体は全国にありますよね。それも、令和2年4月1日に遡っております。町名を挙げますと栃木県塩屋町、鳥取県奥出雲町がございまして。こういうところが現存する事があるということを考えたときですね、ただいまの理念が、この町はどのように、こういう町があること自体

にですね、今のことでいきますと、いろいろ障害があったのかなと思いますけどそれに、現存するこういう自治体があることについてはいかがお考えでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい。その件につきまして私自身は確認をしておりませんが、同僚議員の確認によりますと、今おっしゃいました自治体に関しましては、本町のような具体的な、過年度の中での適用事例があったから条例改正をされたのではなくて、国の基準がそうなっているからですね、それに合わせて、過年度に遡った適用していることで、それをですね具体的に過年度に適用される、そのための条例改正ではなかったというふうなことを、聞いております。これは私個人が、私自身が確認ではなくて、同僚議員の、ある議員がですね、その自治体に確認をされているところのようでございます。つまり、具体的なその、その２自治体に関しましてですね、具体的に本町のような事例でですね、それを適用、具体的に実際適用するための条例改正ではなかったというふうに聞いておるところであります。

◎副議長（森岡 勉君） １１番、小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） いろいろ過年度、年度をまたいで遡及すること自体に問題があるということであるならば、県がですね、そういう提案をするはずはないと私たちは思っているわけでございます。県はそういうふうに遡及すると、負担をなくして、全ての問題が、町自体の財政負担もない。保護者の負担もない。というような提案をしてきているんですけど、その県の姿勢に関しても、そういう、何て言いますかただいまの議員の、議論からいくと、何か疑念があるというふうに、思っておられるんでありましょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい。この件につきましては、私途中で一回使いましたですかね。法的に違法であるとか、そういうことは、この過年度に遡及することをですね、１度も申し上げたつもりはございません。ただそれはですねさっき言いました規範というか、自分を縛る考え方、やはり一線を越えてやったらですね、次に悪影響で、次の事例のときに悪影響を及ぼすようなことはですね、極力避けなければならないと私思っております。ですから、県のほうの御判断がですね、そういうことがあったということは、それは、県のほうの御判断ですから、それがおかしいとかいうことは私の立場から申し上げるものはありません。法律上制度上違反であるというふうに思っておりませんので、それは一つ一つの一つの見解であろうと思っております。ただ、繰り返しですが、この手法は、必ず次に悪しき前例としてですね、残ってしまうようなその心配が大きくある。それが１番大きな理由であります。繰り返しですが、ですから３年度の分についてはですね、令和３年度の分については、別途対応を考えるそれは今度は逆に町の責務であると。こういう状況に陥ったそのための対応は町がすべきことであると。そのように考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 提案者の質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 提案者、自席のほうへお帰りください。１１番、小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） はい。質疑がないようでございますので、ここで現在上程されております発議第７号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例の制定について、に対して修正の動議を提出いたします。

◎副議長（森岡 勉君） はい。ただいま、11番、小見田議員より修正動議の発言がありましたので、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時52分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。午後より、8番、山口議員より、欠席届が出ておりますので、午後の会議につきましては欠席といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 本案に対し、小見田議員ほか5人から、御手元に加えました修正の動議が提出されました。したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ただいまより、修正動議の説明をいたします。あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員、小見田和行。賛成者、あさぎり町、町議会議員、橋本誠、岩本恭典、豊永喜一、加賀山瑞津子、難波文美。発議第7号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する修正動議。上記の動議を地方自治法115条の3及びあさぎり町会議規則第13条の2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。修正案を朗読いたします。発議第7号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する修正案。発議第7号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、括弧、平成26年あさぎり町条例第60号の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。附則中、この条例を公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するを、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するに改める。以上、提案理由を説明いたしました。修正案、修正案の説明が終わりましたので、これから修正案の質疑を行います。修正案の提出者小見田議員は答弁席でそのままお願いいたします。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。修正案が出ましたので質疑をさせていただきます。本案件は先ほど、発議7号でも申し上げましたが、8月の25日の厚生委員会からかなりの場面で厚生常任委員会、あるいは全協、あるいはもちろん本会議も含めてでございますが、議論をやってまいりました。そして、9月定例で、9月定例提案の条例案の決着がついた後にも、そういったことで厚生委員会等も行っていました。先ほどの発議の内容につきまして私どもは、その中でもですね、こういうことでという提案をしながら議論をやってまいりました。今回の修正案につきましては、そういう案がお持ちということがですね、私が知る限りでは厚生委員会でも全協でも、出されておられません。議論をする場がなかった。というふうに私は思っております。その点につきまして大変あの残念でございますが、これは一つの見方でございますので一概にいい悪いは別としまして、こういう形になってまいりますと、この案件がですね、議会内の政争の分離がされているというような、そういう指摘をですね、される町民の皆さん方もおられるんですよ。議論の積み、積み上げがない状態の中でこの案が出てきたことが、最終的なですね判断はそれぞれ住民の判断でしかるべき

であります、そういった経緯がここで確認したいのですから、この修正案についてのですね議論をする場が、今までなかった。その場面があったにもかかわらず。その点につきましては、修正案の提案者であります小見田議員のお考えを、お聞きしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） はい。ただいまの質問にですけど、我々も常任委員会は、厚生文教常任委員会には所属しておりませんが、全協等で説明を受けました。ただいま置かれている学童クラブに置かれてですね、前もありましたように、令和３年度から、支援員が不在した期間がありまして、そのときの補助金の返還等が、なされる要求がされているということで、それを解消する策としてですね、町が県と協議しました結果、条例を改正してみなし支援でも行けるように、令和２年４月１日すなわちこの条例が適用された初日に遡及して改正していただければ、その辺の負担を一切ないということで伺いましたので、やはり町民のためまたその学童クラブを運営される方々の、やはり幸福とか、いろいろ考えましたときに、いろいろ法の不遡及という原則はございますけど、やっぱり遡及することも、やはりあの、時と場合によっては認められておりますし、さっき、以前も申しましたように、遡及をした自治体も現にあります。そういうことを考えたときにですね、やはり今の状況はですね、もう皆さん御存じのようにこの問題で、町の中が、非常に議会不信とか、町政に対する不信や不信感とか、非常に、町のイメージのダウンにつながっているようなことが非常に危惧されておりますので、いろいろ原則論ある中においても、やはり今後、子供たちの健全な育成を、願うならば、少々、原則とは外れてもですね、合法的であるということで県もこういう、令和２年４月１日に遡及していく、いただければということで、温情的な措置をこうむっておりますので、これを我々自ら否定してですね、いろんな問題を、御父兄、またあの町民の方々に、与えることは適当ではないということで、この修正案を出しました。

◎副議長（森岡 勉君） １番、小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい。今回の修正案は、９月定例で提案された内容と結果的に同様でございます。ですから今おっしゃった、説明されました部分がですね、９月定例議会中も、議論をしてきた内容であります。９月定例終了後に新たに出てきた状況ではございません。定例会が一応終了してますから、一事不再理の原則はですね適用されませんが、この前１か月前に、議会として意思表示をした内容と、結論が１回出た案件をですね、形は違えどもですね、修正案という形でございますが同様の内容をですね、新たに出してくる。これは、この方法をとりますとですね、議会として非常に自分たちの、決定した案件に対してのね、責任がですね、曖昧になってくる。極論すると何回でも今、あさぎり町、通年議会でございます。１回出た結論に関して、何度でもですよ。それをまた再度再度。要するに、町長のと、おっしゃると、町長の立場でやられる可能性のある再議と同じようなことを、議会自らがやってしまう。この点に関して私はこの今回の修正案ですね非常に、そういう、そういう形に結果的になってること事体、非常に危惧をしておりますが、その点の、要するに議会としての在り方の問題としてですね、どうお考えかをお尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） ただいま非常にあの高度な質問でありますので、討論みたいな質問にな

っているように、私は同う、伺ったわけでございますけど、やはり何ですかね結局、前回のですね、表決は僅差で否決ということでございましたけど、これでですね、これが及ぼす町全体への影響はもう本当御存じだと思います。新聞等にもかかれますし、SNSでもかなり拡散しておりまして、やはり議会に対する批判、町に対する不信感、こんなことではとてもいい町はつくれないと。子育てを若い人がですね、子を産んで育てるまちをつくろうということみんな、議員になっているわけでございますので、やっぱ、その点も考えましたときに、我々としましては、早くこういう今の町における障害をですね、できるだけ解消して、やはり前に向いた議論ができる議会。まちづくりを目指すべきではないかということで、一括でございましたけど、こういう修正動議を出させていただきました。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに、質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小見田議員は自席へお戻りください。これより討論に入ります。討論は、原案反対者、原案賛成者、修正案反対者、修正案賛成者、原案及び修正案反対者の順序で行います。まず、原案に反対の討論はありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、7番です。原案の反対討論をいたします。原案につきましては、令和4年4月1日適用となっており、令和4年度の運営については、解消をいたします。令和3年度、3年度については、補助金返還等の問題が生じます。原案の提案説明では、町に責任、責任があるとして、町に補助金返還を求められました。9月定例会において、町長は、事務的ミスを認め、報酬を月額10%、3か月の処分を提案し可決されました。このことによって、結果責任を果たしたと私は考えます。今後の少子化対策、子育て支援策、支援策を、町一体となって進めていくため、進めていくために、私は、原案に反対をいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。原案に賛成の立場から討論をいたします。私たちはこの学童クラブの問題が顕在化して以来、どうしてこの問題が発生したのか。また、条例を2年も遡って適用することを、どう判断すればいいのかを考え、私は、常任委員会とは別の委員会に所属しておりますので、全員協議会において議論をしてまいりました。その議論の中におきまして、私が判断いたしましたことは、一つ、学童クラブに責任はありません。すなわち、過去のことは、行政がいち早く対処すべきことで、あったと。二つ目、条例を2年も遡って適用するということは、法の不遡及の原則に照らし合わせるならば、その例外をつくるべきではない。という判断に至りました。その判断に基づいた今回の発議の内容に関しましては、当該学童クラブの皆さんの心配を解消し得るものと判断に至り、原案に対する賛成の討論といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、修正案に反対者の討論はありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 先ほど質疑でも申し上げましたが、ほんの1か月前に、本町議会として、1度、意思決定をした内容と同等の内容をですね、新たに、大きな状況変更がないにもかかわらず、その方向、同様の内容に関して、違う意思の決定をですね、議会としてするという事は非常に私は、議会の在り方として、危険なものであると思っております。この案件は、この条例案に賛成反対、それをちょっと、除いて

も、議会の意思決定の在り方の手順として、私は非常な危険性を感じております。よって本修正案については、反対いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 放課後児童クラブについては、少子化対策、子育て支援の重要なものと認識しております。今回の修正案は、県と前後策を協議したものであり、保護者会の要望書にもあるとおり、子供たちの居場所の確保、学童クラブの事業運営が円滑に行われるよう進め、進めるべきと考えます。よって、私は賛成します。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、原案及び修正案に反対者の討論はありませんか。なし。また、原案に反対者の討論はありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 私は原案に反対の意見を述べさせていただきたいと思います。今回の放課後児童クラブにより運営について、支援員不在の期間がありましたが、その間クラブとしては何も対処しなかったのではなく、急にやめられたこともあり、一生懸命次の支援員の資格を持っている方を探していたが、なかなか見つからなかったと聞いております。また、役場の担当課としては、令和4年8月に県から支援員不在の指摘があり、条例違反のため、補助金の返還が生じましたが、県に、相談しましたところ、条例の、遡及適用が可能なら返還金不要と言われたので、9月の定例議会で、条例の一部改正をお願いしたけれど、この議案は否決されました。またその際、この事業における監督責任として、町長の給料の減額と謝罪を行っております。私は、条例とは地域に住んでいる人々の社会的な営みと、安心してできる、日々の暮らしを守るための決まり事だと思っています。その今回の要望書にもあるとおり、現在、10月25日付けで1,433人、町外だけで791人、町内で640人、これだけの方が、この問題を非常に重要視されております。したがって、今回の原案をもしも可決になった場合は、児童クラブに、置いて、返還金が発生します。したがって私はこの原案には反対いたします。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、原案に賛成者の討論ありませんか。6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。原案に対し、賛成の討論をさせていただきます。令和2年度に遡っての遡及、救済する措置の条例は、今回限りという説明でしたが、そうすることにより、行政としていろんな面において問題が生じる可能性があります。例えば、農業面。また、ほかにおいても、補助金等の返還が発生した場合、行政として、例を、今回の例をつくれれば、指導しにくい面も出てくると思います。ですから、令和2年度、3年度、令和4年度、分けて考え、令和3年度においては、補助金の返還は学童クラブに求めるのではなく、町が支払うべきと思います。以上、原案に対して賛成の討論いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、修正案に、反対の討論ありませんか。ありませんか。次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。先ほど言いましたが、条例とは、地域に住んでいる人々の社会的な営みと安心できる日々の暮らしを守るための決まり事だと思っています。今回の学童クラブに関しては、善意である、善意で行われている活動が、条例に違反しているということで、その活動を妨げ、それに関わっている人々を苦しめているのであれば、そのような条例は、修正すべきであり、この修正案が可決される

ことにより、放課後児童クラブの関係者が損害を被ることはありません。町民の方が、この地域で安心して子供を育て、そして安全に暮らせる町の環境をつくるのが、町民から選ばれた、我々議員の使命だと思いますので、この修正案に賛成いたします。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、原案、原案に反対者の討論ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。私は原案に反対の意見を持っております。令和元年に、厚生労働省令第61号が公布されてから、放課後児童の健全育成事業については、その質の確保及び向上に向けて、様々な取組が進められております。平成10年当時に、全国約9,700か所、34万8,000人の子供たちが学童を利用しておりました。令和2年度には、約30%以上の2万6,625か所で、100約131万人が学童の利用をしております。しかし、この学童保育の増加スピードに専門人材の育成は追いついておりません。国と県が、この放課後児童教室の運営状況を調査してきた中で、従事する職員の不規則な勤務形態による人手不足、そして、支援員資格要件の厳しさ、研修の受講方法などを課題として、幾度かの省令改正を行ってまいりました。重ね重ねとなりますが、法令を遡及しないという判断は、あくまで解釈上の原則でありまして、立法政策として、一切の遡及が認められないということではありません。特に、今回のような、町の将来を担う大切な子供たちを育てている保護者にとって我が子が突然、待機児童となることや、団体が運営困難となる事態になることが容易に判断できる場合においては、栃木県の塩谷市、島根県奥出雲町のように、速やかに遡及を適用すべきであると思います。また、この学童運営に関しましては、全国的にも、今後しばらくは試行錯誤で落ちつきどころを探る展開が考えられております。私は、9月の議会定例後に、学童へ出向きました。そして保護者会長や子供たち、補助員の皆様などとお話をする機会を得ました。保護者の方のSNS発信を見ましたところ、あさぎり町の町議会議員が、学童の現実や、条例の遡及をしなかった場合に、どんな状況になるかを理解してくれなかったことが残念でたまらないという、一文がありまして、一番胸に刺さりました。3年にもわたる、流行病に追い打ちをかけるような物価高など、厳しい状況の中で、生活を営む子育て世代に、これ以上の精神的な負担と、精神的な、そして経済的な負担を強い状況をつくることは、住民福祉の観点から大きく外れると考えますので、私は、原案には反対を申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 傍聴席の方に申し上げますけれども、拍手のほうは御遠慮願いたいと思います。よろしく願いいたします。次に、原案に賛成の、賛成者の討論はありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。原案に賛成の立場から討論させていただきます。先ほどの全協です、課長は、令和2年度も4年度も、遡及については一緒の考えだというような発言でございました。ですけれども、令和4年度は、現在進行中で、ございます。本年4月から適用という条例案は、保護者に負担のかからないようにするための制定だと考えております。私の経験から勤めていたことを顧みますと、人事院勧告がなされ、給与改定があり、4月に遡って、12月に差額を支給された経緯があります。それに恩恵を受けた1人でもあります。町民に寄り添った、保護者に負担をかけない制定であるとの、考えで賛成いたします。また、令和3年度については、保護者に負担をかけない、町の負担を願う、願うところであります。以上によって、原案は賛成したいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、修正案に反対者の討論ありませんか。次に、修正案に賛成者の討論ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 私は修正案に賛成をいたします。我々町議会議員は、町民の生の声を行政に届けることが仕事の一つだと思っております。私たちの目と耳は常に、住民生活のほうを向いていなければなりません。この条例の修正によりまして、学童を利用する保護者と子供たち、そして職員の方が、正常な学童運営ができるということで、確実に住民福祉を守り、また、町の行政指導も、この機会にですね、行政規範にのっとって、さらに改善、徹底がなされ、この学童事業だけでなく、その他の子育て環境整備充実のためにさらなる努力を期待できるものと確信しております。町内外から集まりました、1,371名の署名と、SNSで発信されている多くの声が聞こえ、これこそが民意の証明であり、その思いをしっかりと受け止めて、あさぎり町が安心して子育てできるまちを目指しているんだということを、今こそ、改めて住民の皆様に理解していただくために必要な修正でありますので、私は賛成いたします。

◎副議長（森岡 勉君） それでは、全体をとうして討論ありませんか。全体を通しての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから修正案について採決します。もう終わりました。これから修正案について採決します。念のために申し上げますが、原案、原案ではなく、修正案の採決です。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 着席ください。起立多数です。

◎副議長（森岡 勉君） したがって、発議第7号、あさぎり町放課後児童育成、児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての修正案は可決されました。静粛にお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎副議長（森岡 勉君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時22分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 12月26日

副 議 長 森 岡 勉

署名議員 皆 越 てる子

署名議員 小見田 和 行